

## 過年度登録者に係る資格再認定規程

第1条 この規程は、本連盟会員登録規程第6条第2項及び公認規程第4条に基づき、過年度登録者に係る資格再認定に関し必要な事項を定める。

第2条 公認有資格者の登録手続を期日までに行わず資格を喪失して、当該資格の再認定申請を希望し、以下の4項目を満たした場合、第4条に定める資格再認定申請料を添えて、所属加盟団体から再認定を申請することができる。ただし、公認コーチ規程及び公認スノーボードコーチ規程に定めている資格はこの限りではない。

- (1) 資格を喪失した年度から5年以内であること。
- (2) 資格の再認定を申請する年度の会員登録を完了していること。
- (3) 加盟団体長が、再認定申請を承認していること。
- (4) 資格取得の証明書類(写)が提出できること。

第3条 資格再認定の申請期間は、申請する年度の会員登録完了後、4月末日までとする。

第4条 喪失した資格を再認定するための手数料として、以下に定める資格再認定申請料を納入しなければならない。

- (1) 資格を喪失した年度から1年以内、1資格につき10,000円
- (2) 資格を喪失した年度から2年以内、1資格につき17,000円
- (3) 資格を喪失した年度から3年以内、1資格につき24,000円
- (4) 資格を喪失した年度から4年以内、1資格につき31,000円
- (5) 資格を喪失した年度から5年以内、1資格につき38,000円

第5条 資格再認定申請後は、資格再認定申請料は返還しないこととする。

第6条 資格の再認定は、理事会において認定する。

第7条 再認定された資格は、翌年度から、当該資格の年次登録料を支払うことにより有効になる。

第8条 再認定に関して疑義が生じた場合は、理事会の決定による。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年4月27日 制定

令和3年7月7日 改正

令和4年4月18日 改正